

我が国PL法の成立過程再考（II）

朝 岡 敏 行

5. 昭和60年代からPL法の成立まで

（1）各種審議会の動き

昭和60年代に入ると国民の「ゆとりと豊かさ」の追求が、社会的目標として掲げられるようになり、再度製品事故の防止、製品事故による被害の迅速な救済のための施策を求める声が高まってきた。

しかし、この間も国民生活審議会（あるいは経済企画庁）や製品安全協会（あるいは通産省）などの行政レベルではPL法の基礎となる比較的調査、実態調査、判例分析、企業に対するアンケートやヒアリング調査、論点整理などが継続的に行われてきた⁽¹⁾ようである。

こうした水面下での動きを踏まえて、これまでのように主に国民生活審議会の消費者部会だけがPLに関する審議を行うのではなく、例えば昭和63年の臨時行政改革推進審議会の「公的規制の緩和等に関する答申」においては「事業者の自己責任の強化と事業者の行動の自由の両立を図るため、総合的な消費者被害防止・救済の在り方について検討する必要がある」とした上で、「中期的に製造物責任制度についても検討していく必要がある」としている。また、平成2年の「90年代の通商産業政策の在り方」の中でも「製造物責任制度のあり方をニーズに即して検討することが必要である」とし、「既存の安全規制との関連、消費者救済の実効性、保険制度等の履行確保制度のあり方、産業に及ぼす影響等に配慮しつつ着実かつきめ細かな検討を行っていく」ことが必要との答申を行っている。さらにその後もこうした動きは進み、平成元年の「公的規制の在り方に関する小委員会報告」や「国際化対応・国民重視の行政改革に関する第一次答申」（平成3年）にも同様な答申や報告がなされ、平成5年のいわゆる「最終答申」へつながっていくのである。

（2）各種の「試案」や「提案」・「法案」

またこの時期は消費者団体や産業界を始め、研究者、弁護士の間でもPL法についての検討が行われた。こうした動きの初めは前にも述べた我妻栄等による「製造物責任法要綱試案」である。この試案は政府のしかるべき機関により検討されるということはなかったものの、その後のPL法論議の一つのよりどころとなった。その主な特徴は以下の4点にまとめるこ

とができる。

- ①無過失責任を採用したこと。
- ②欠陥の存在や因果関係については、「推定」を認めることによって被害者の立証責任を軽くしていること。
- ③責任を製造業者だけでなく運送業者や倉庫業者、販売業者等の流通業者にも認め、彼らに無過失の立証責任を負わせたこと。
- ④製造業者等に損害の賠償をする資力がない場合に備えて、欠陥事故が発生しやすい一定の製造物については、製造者に生産物賠償責任保険等の損害賠償処置を強制し、また、無保険の製造物による損害に備えて、政府が損害賠償保障事業を営むこと。

平成に入ると、各界から様々な試案や法案・提案等が発表されるようになる。それらをあげると以下の通りである。⁽²⁾

①政党によるもの

i 日本社会党

- 製造物責任法案要綱（平成2年11月）
- 製造物責任法制定に関する大綱（平成3年10月）
- 製造物責任法に関する政策要綱（平成4年4月）
- 「製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律案」⁽³⁾（平成4年6月）

ii 公明党

- 製造物責任法案要綱（平成2年2月）
- 「製造物の欠陥による損害の賠償に関する法律案」⁽⁴⁾（平成4年5月）

iii 自由民主党

- 製造物責任に関する小委員会中間とりまとめ

iv 日本共産党

- 製造物責任法案大綱（平成5年11月）
- 製造物責任法案⁽⁵⁾（平成6年4月）
- 政府案に対する修正案⁽⁶⁾（平成6年6月）

v さきがけ日本新党

- 製造物責任法に関する意見書（平成5年12月）

vi 連立与党

- 製造物責任法に関する連立与党プロジェクトの検討結果（平成6年4月）

②研究者

i 製造物責任研究会（我妻栄他）

- 製造物責任法要綱試案（昭和50年9月）

ii 私法学会報告者グループ（好美清光他）

- 製造物責任立法への提案（平成2年10月）

iii PL立法研究会（加藤雅信他）

- 立法提案・製造物責任法

③弁護士会

i 東京弁護士会

製造物責任法試案（平成元年3月）

製造物責任法試案（平成3年1月）

ii 日本弁護士連合会

製造物責任法要綱（平成3年5月）

④産業界

i 関西経済連合会

総合的な消費者被害予防・救済制度の充実に向けて（平成4年7月）

ii 中部経済連合会

製造物責任問題について（平成4年9月）

iii 経済団体連合会

製造物責任問題について（平成4年12月）

製造物責任に関する自主的ガイドラインについて（平成4年12月）

このように活発な議論がなされるのは、PL法の制定が誰の目からも目前に迫ってきたからである。

以下にこのうちの主要な6案の全文を掲げ、それらについて比較検討を加えていくことにする。

製造物責任法要綱試案（昭50年 我妻栄ほか）

第1条（目的）この法律は、製造物の欠陥によって生じる損害賠償責任を定め、その履行を確保する方策を講ずることにより、消費者の保護をはかることを目的とする。

第2条（定義）この法律において「製造物」は、完成品たると否とを問わず、自然産物たると否とを問わず、流通過程におかれたすべての物をいう。

（注）自然産物であって、なんらの加工もせずに販売される場合は、これを除外することも考えられる。

2 この法律において「製造者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

（1）製造物の生産を業とする者

（注）加工者は加工の範囲、原材料の製造者は原材料のおよぶ範囲、部品の製造者は部品の部分に限り、完成品又は本体の製造者と同様に取り扱うものとする。

（2）製造物に商標その他の標章又は商号その他自己を表示する名称を付して業としてこれを流通させる者

（3）製造物の輸入を業とする者

3 この法律において「欠陥」とは、製造物の通常予見される使用に際し、生命、身体又は財産に不相当な危険を生じさせる製造物の瑕疵をいう

（注）欠陥の有無の判断に際しては、製造物に関する表示及び警告を考慮する。

第3条（無過失責任）製造業者は、製造物の欠陥により生命、身体又は財産に損害を受けた自然人に対し、その損害を賠償する責に任ずる。

第4条（連帶責任）同一の製造物の同一の欠陥により生じた損害につき賠償の責に任ずる者が数人あるときは、各人は損害の全額につき連帶して責任を負う。

第5条（欠陥の存在の推定）製造物を適正に使用したにもかかわらず、その使用により損害が生じた場合において、その損害が適正な使用により通常生じるべき性質のものでないときは、その製造物に欠陥があったものと推定する。

- 2 損害発生の当時存在していた製造物の欠陥は、相当な使用期間内においては、製造物が製造者の手を離れた当時すでに存在していたものと推定する。

第6条（因果関係の推定）製造物に欠陥が存する場合において、その欠陥によって生じ得べき損害と同一の損害が発生したときは、その損害は、その製造物の欠陥によって生じたものと推定する。

第7条（過失相殺の特則）被害者に重大な過失があったとき、または被害者が欠陥を知りながら製造物を使用したときは、裁判所は損害賠償の責任及びその額を定めるにつきこれを斟酌することができる。

第8条（特約による制限）生命又は身体を害されることによる損害に関しては、第3条の損害賠償請求権を制限する特約は無効とする。

第9条（消滅時効）この法律における損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時より3年間これを行わないときは、時効によって消滅する。損害発生の時より20年を経過したときも同様とする。

（注）積極的債権侵害に準じて10年の消滅時効とすることも考えられる

第10条（製造者以外の責任）本章（第3条～第9条）の規定は、第2条第2項各号に掲げる者以外のもので、次の各号の一に該当する者にこれを準用する。

- （1）製造物の販売業者、賃貸業者。ただし、これらの者が製造物の欠陥を生じさせたものでないこと、及び製造物の形状、これらの者の営業施設、規模等から判断してこれらの者が欠陥を知ることを期待できないことを証明した場合を除く。
 - （2）製造物に欠陥を生じさせた運送業者、倉庫業者
 - （3）製造物に欠陥を生じさせ又は点検すべき欠陥を看過した修理業者
- 2 前項に掲げる者が既存の欠陥によって生じた損害につき被害者に賠償したことにより製造者に求償をする場合には、第3条、第4条、第5条の規定を準用する。この求償権は、損害を賠償した時より10年を経過したときは、時効によって消滅する。

第11条（民法の適用）この法律による損害責任については、本章（第3条～第10条）の規定によるほか、民法の規定による。

第12条（損害賠償措置の強制）政令で定める製造物の製造者のうち、政令で定める者は、その生産に係る製造物の欠陥により生命又は身体に生ずる損害を賠償するための措置（以下、損害賠償措置という）を講じなければ、その製造物を流通過程においてはならない。

第13条（損害賠償措置の種類）損害賠償措置は、製造物責任保険契約、製造物責任保証契約又は供託とし、その内容及び金額は政令で定める。

第14条（製造物損害賠償保障事業）政府は、製造物損害賠償保障事業（以下、保障事業という）を行う。

- 2 保険会社及び保証会社は、政令で定めるところにより、政令で定める金額を製造物損害保障事業賦課金として政府に納入しなければならない。損害賠償措置として供託をした製造者も同様とする。
- 3 政府は、損害賠償措置を要求される製造者が第3条の責任を負うに至った場合において、被害者

が損害賠償措置により賠償を受けることができないときは、被害者に対し、政令で定める金額を限度としてその受けた損害を填補する。

- 4 製造者が損害賠償措置を講じなかったため、政府が保障事業により被害者の損害を填補した場合には、政府は、その製造者に対し、填補額の範囲で求償するものとする、ただし、政府の求償権は、被害者の損害賠償請求権に後れるものとする。
- 5 政府は、政令で定めるところにより、保障事業の一部を保険会社及び保証会社に委託することができる。

私法学会における提案（平2年 好美清光ほか）

第1（趣旨）この立法への提案は、消費者の保護を図るため、事業活動として製造、輸入又は配付された製造物によって消費者の私的利息に生じた損害について、その製造物の製造者等が負うべき特別の責任のあるべき内容を提示するものである。

（注）なお、この提案に基づく賠償責任に係る履行確保の措置及び紛争処理手続については、別に検討を要する。

第2（無過失責任）製造者は、製造物の欠陥によって生じた損害を賠償する責任を負うものとすること。

第3（製造物）この提案において「製造物」とは、すべての動産をいうものとし、それが他の動産又は不動産に組み込まれた場合をも含むものとすること。

（注）未加工の自然産物をも含める趣旨である。電気等の無形のエネルギーについては、態度を決定していない。

第4（欠陥）この提案において「欠陥」とは、製造物が次に掲げる事項を含むすべての事情を考慮して人が正に期待しうべき安全性を備えていないことをいうものとすること。

（1）製造物の合理的に予期される使用

（2）製造物についての説明、指示、警告その他の表示

（注）この提案において「使用」とは、「消費」をも含むものとする。

第5（欠陥の推定）

- 1 製造物を合理的に予期される方法で使用したことによって損害が生じた場合において、その損害がそのような使用によっては通常生ずべき性質のものでないときは、その製造物に欠陥があったものと推定すること。
- 2 製造物は、同一の生産過程において製造された他の製造物が備えている安全性を備えていないときは、欠陥があるものと推定すること。

第6（因果関係の推定）欠陥のある製造物を使用した場合において、その欠陥によって通常生じうる損害と同一の損害が発生したときは、その損害はその製造物の欠陥によって生じたものと推定すること。

第7（責任主体）

- 1 この提案において製造者とは、完成品、構成部品又は原材料の各製造者をいうものとすること、この「製造者」には、自然産物の収穫、採取若しくは捕獲者、製造物の製造に関与し製造者と同視することができる立場にある者又は自己の氏名、商標その他の標識を製造若しくはその容器、包装等に付することによって自らを製造者として表示した者をも含むものとすること。
- 2 製造物を輸入した者は、製造者と同一の責任を負うものとすること。

3 前2項に定める者を特定することができない場合には、各供給者は、製造者と同一の責任を負うものとすること。ただし、供給者が、被害者の要求に基づき相当期間内に製造者、輸入者又は自己より前の供給者を特定して告知したときは、その責任を免れるものとすること。国外の製造者によって製造された輸入品に関しては、その製造者が特定されても、輸入者を特定することができないときは同様とすること。

第8 (責任主体の免責) 製造者等 (第7の各項に定める者をいう) は、次の各号の一を証明したときは、この提案に基づく責任を負わないものとすること。

(1) 自らが製造物を流通に置いたのではないこと、なお、「自らが流通に置く」とは、製造物が出荷の予定されている状態において製造者等の支配を離脱して、他の者によって流通に置かれた場合をも含むものとする。

(2) 損害を生じさせた欠陥は、諸事情を考慮すれば製造物が流通に置かれた時には存在しなかつたか又はその後に生じた蓋然性があること。

(3) 製造者等がその製造物を事業活動として製造、輸入又は配付したこと。

(1) 構成部品の製造者等については、その欠陥が構成部品の組み込まれた製造物の構造又は完成品製造者のした指示にもっぱら起因すること。原材料の製造者等についても、同様とすること。

(注) この提案が開発危険について言及していないのは、この抗弁を認めない趣旨である。

第9 (損害) この提案に基づいて賠償されるべき「損害」は、次に掲げるものとすること。

(1) 生命又は身体の侵害によって生じた損害

(2) 個人の私的生活における物的及び財産的損害。ただし、当該製造物に生じた損害を除く。

第10 (連帯責任) この提案に基づいて複数の者が同一の損害について賠償義務を負うときは、各自連帯して責任を負うものとすること。

第11 (求償) 第10の場合において、

(1) 複数の製造者が賠償義務を負うときは、賠償義務を履行した製造者は、他の製造者に対して損害の惹起についての各自の寄与割合に応じて求償することができるものとすること。各自の寄与割合が不明の場合には、相均しいものとすること。

(2) 輸入者が賠償義務を履行し、又は賠償義務を履行した供給者に対して償還義務を履行したときは、輸入者は、製造者に対して求償することができるものとすること。

(3) 供給者が賠償義務を履行し、又は自己より後の賠償義務を履行した供給者に対して賠償義務を履行したときは、その供給者は、その製造物の製造者、輸入者又は自己より前の供給者に対して求償することができるものとすること。

第12 (複数原因) 損害が製造物の欠陥と第三者の行為との競合によって生じたときにも、製造者等の責任は軽減しないものとすること。

(注) この場合における求償については、民法その他の一般規定によるものとする。

第13 (過失相殺) 損害が製造物の欠陥と被害者の重大な過失との競合によって生じたときは、製造者等の責任を軽減又は免除することができるものとすること。

(注) 第4の1の「製造物の合理的に予期される使用」は、右の重大な過失にあたらないものとする。

第14（消滅時効）

- 1 この提案に基づく損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人が損害、欠陥及び賠償義務者を知った日から3年が経過した日に時効によって消滅するものとすること。
- 2 この提案の第11に基づく求償についても、求償者が賠償義務を履行し、かつ償還義務者を知った日から3年が経過した日に時効によって消滅するものとすること。

第15（責任期間） この提案に基づく賠償義務者の責任は、製造者等がそれぞれその製造物を流通に置いた日から20年が経過した後に生じた損害については免除されるものとすること。ただし、使用による損害が長期の蓄積の後にはじめて顕在化する性質の製造物については、この限りでないものとすること。

第16（免責条項の禁止） この提案に基づく製造者等の責任は、被害者に対する関係では、特約によって予め軽減又は免除することができないものとすること。

第17（他の法規制との関係）

- 1 この提案に基づく損害賠償義務については、この提案の規定によるほか、民法の規定によるものとすること。
- 2 この提案は、欠陥のある製造物に起因する損害について被害者が契約上又は、契約外の責任に関する他の法律規定に基づいて有する権利を制限又は排除するものではないとすること。

第18（経過規定） この提案は、その施行前に流通に置かれた製造物には適用されないものとすること。

製造物責任法試案（平3年 東京弁護士会）

第1条（目的） この法律は製造物の欠陥によって生じた損害の賠償責任を定め、その履行を確保する方策を講ずることにより、消費者の保護をはかることを目的とする。

第2条（定義） 本法における用語の定義は次のとおりにする。

- 1 製造物とは流通過程に置かれたすべての物をいい、未完成品たると否とを問わず、部品、原料、成分等の構成物及び混合物を含む。但し何らの加工もせずに販売される土地を含まない。
- 2 製造者とは製造物の製造者、製造物に商標・標章・商号その他自己を表示する名称を付して流通させる者及び製造物の輸入者をいう。但しこれらを業としない者を除く。
- 3 欠陥とはその物が通常在すべき安全性を欠いていることをいう。製造物に関する通常期待されるべき表示・警告がないため安全性を欠く場合も含む。

第3条（無過失責任） 製造者は製造物の欠陥により生命、身体又は財産につき損害を受けた者に対し、その経済的及び非経済的損害を賠償する責任を負う。

第4条（連帯責任） 同一の製造物の同一の欠陥による損害につき、賠償責任を有する者が数人あるときは、連帯して責任を負う。

第5条（欠陥の存在の推定） 製造物を通常予想される方法によって使用したにもかかわらず、その使用により損害が生じた場合においても、その損害が通常予想される使用により通常生じ得べき性質のものでないときは、その製造物に欠陥があったものと推定する。損害発生の当時存在していた製造物の欠陥は、相当な使用期間内においては製造物が流通に置かれた当時既に存在していたものと推定する。

第6条（因果関係の推定）製造物に欠陥が存在する場合において、その欠陥によって生じ得べき損害と同一の損害が発生したときは、その損害は、その製造物の欠陥によって生じたものと推定する。

第7条（過失相殺の特則）被害者に重大な過失があったときは、裁判所は損害賠償の額を定めるにつきこれを斟酌することができる。

第8条（特約による制限）本法に定める製造者の責任を制限又は排除する特約は無効とする。

第9条（附加金の支払）製造者に故意又は重大な過失があったときは、裁判所は被害者の請求により、製造者に対して、第3条による損害金の外、これの2倍を限度とする附加金の支払を命令することができる。

第10条（消滅時効）この法律による損害賠償請求権は被害者又はその法定代理人が損害及び本法により損害賠償責任を有する者を知ったときから3年間これを行わないときは、時効によって消滅する。損害発生のときから20年を経過したときも同様とする。

第11条（製造者以外の責任）この法律の規定は第2条第2項に掲げる者以外の者で、次の者に準用する。但しこれらの者が欠陥を生じさせたのではなく、かつこれらの者が欠陥を知ることが期待できない場合を除く。

- (1) 製造物の販売業者、賃貸業者、リース業者
- (2) 製造物の梱包業者、運送業者、倉庫業者
- (3) 製造物の修理業者、設置業者

上記に掲げる者が既存の欠陥によって生じた損害につき被害者に賠償したことにより製造者に求償をする場合には、本章第3条、第4条、第5及び第6条の規定を準用する。

第12条（民法の適用）この法律による損害賠償責任については、本章（第3条～第10条）の規定によるほか、民法の規定による。

第13条（損害賠償措置の強制）政令で定める製造者のうち、政令で定める者は、その生産に係わる製造物の欠陥により生命、身体又は財産に生じる損害を賠償するための措置（以下、損害賠償措置という）を講じなければ、その製造物を流通過程においてはならない。

第14条（損害賠償措置の種類）損害賠償措置は、製造物責任保険契約、製造物責任保証契約又は供託とし、その内容及び金額は別に法律で定める。

第15条（製造物損害賠償保障事業）政府は、製造物損害賠償保障事業（以下、保障事業）を行う。

2 保障事業の内容は別に法律で定める。

製造物責任法要綱（平3年 日弁連）

第1条（目的）この法律は、製造物の欠陥によって生じた損害について製造者の特別の賠償責任を定め、その履行を確保する方策を講ずることにより、製造物の欠陥による被害の予防と救済をはかることを目的とする。

第2条（定義）この法律による用語の定義は次のとおりとする。

1 「製造物」とは、流通におかれたすべての物をいう。但し、なんらの加工もせずに販売される不動産を含まない。

2 (1) 「製造者」とは、業として製造物を製造または加工する者をいう。

(2) 次の各号に該当する者は、この法律においては製造者と看做す。

- ①業として自然産物の採取、捕獲をする者
- ②製造物またはその容器、包装等に、自己の商標・標章・商号その他自己を表示する名称を付して業として流通させる者
- ③製造物の輸入者

3 「欠陥」とは、製造物が、次にかかる事情を考慮して、消費者が正当に期待しうべき安全性を備えていないため、生命、身体または財産に不合理な危険を生じさせる恐れのある状態をいう。

(1) 製造物の通常予想される使用

(2) 製造物についての説明、指示、警告その他の表示

第3条（無過失責任）製造者は、製造物の欠陥により生命、身体または財産に損害をうけた者に対し、その財産的および非財産的損害を賠償する責任を負う。

第4条（連帯責任）同一の製造物の同一の欠陥により生じた損害につき賠償責任を負うものが数人あるときは、各人は全額につき連帯して責任を負う。

第5条（欠陥および因果関係の存在の推定）製造物が通常予想される方法により使用されたにもかかわらず、損害が生じた場合において、その損害が通常生じるべき性質でないときには、その製造物に欠陥があり、かつその損害はその欠陥によって生じたものと推定する。

2 製造物の欠陥は、製造者が当該製造物を流通においていた当時既に存在していたものと推定する。但し、製造者が、当該欠陥が相当の使用期間経過後に生じたものであると証明したときは、この限りでない。

第6条（開示）この法律に基づく訴訟において、製造物の安全性に関する情報を所持するものは、正当な理由がある場合を除き、被害者の請求によりこれらを開示しなければならない。

2 製造者または製造者のために前項にかかる情報を所持するものが、正当な理由なくしてその情報を開示しない場合には、裁判所は、当該製造物に欠陥があるものと認めることができる。

第7条（過失相殺の特例）被害者に重大な過失があったときは、裁判所は損害賠償の額を定めるにつきこれを斟酌することができる。

第8条（付加金）生命、身体または財産の安全性の確保または損害の拡大の防止について、製造者に故意または重大な過失があったときは、裁判所は被害者の請求により、製造者に対して、第3条による損害金のほかに、これの2倍を限度とする付加金の支払いを命ずることができる。

第9条（責任主体の免責）製造者は、製造物が、出荷が予定される以前に、製造者の意思に基づかずして流通にかけられた場合で流通にかけたことに過失がない場合は、その責任を免れるものとする。

2 構成部品の製造者については、その欠陥が構成部品の組み込まれた製造物の構造または完成品製造者のした指示にもっぱら起因する場合には、その責任を免れるものとする。原材料の製造者についても同様とする。

第10条（消滅時効）この法による損害賠償請求権は、被害者またはその法定代理人が損害、欠陥および賠償義務者を知ったときより3年間これを行わないときは、時効によって消滅する。損害発生のときより20年間を経過したときも同様とする。

第11条（特約による制限）この法に定める製造者の責任を予め制限または免除する特約は無効とする。但し、法人について生じた損害に対する責任についての特約は、主として私的使用の目的で利用

される製造物に関するもの、または製造者の優越的地位を濫用して締結されたものを除き、この限りではない。

第12条（製造者以外の責任）この法律の規定は、第2条第2項にかかる者以外の者で、次の者に準用する。但し、これらの者が欠陥を生じさせたのではなく、かつこれらの者が欠陥を知ることが期待できない場合を除く。

- (1) 製造物の販売業者、賃貸業者、リース業者
- (2) 製造物の梱包業者、運送業者、倉庫業者
- (3) 製造物の修理業者、設置業者

第13条（民法の適用）この法律による損害賠償責任については、(第3条～第12条)の規定によるほか、民法の規定による。

第14条（損害賠償措置の強制）政令で定める製造者のうち、政令で定める者は、その生産にかかる製造物の欠陥により、生命、身体または財産に生じる損害を賠償するための措置（以下、損害賠償措置という）を講じなければ、その製造物を流通においてはならない。

第15条（損害賠償措置の種類）損害賠償措置は、製造物責任保険契約、製造物責任保証契約または供託とし、その内容および金額は別に定める。

第16条（製造物損害賠償保障事業）政府は製造物損害賠償保障事業（以下、保障事業という）を行う。

2 保障事業の内容は別に法律で定める。

社会党・製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律案（平成4年 日本社会党）

（目的）

第1条 この法律は、製造物の欠陥によって損害が生じた場合における製造者等の損害賠償の責任その他必要な事項について定めることにより、製造物の欠陥による被害の救済を図り、もって消費者の保護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「製造物」とは、人が製造した動産をいう。

- 2 この法律において「製造」には、加工を含み、栽培、増殖及び飼養を含まないものとする。
- 3 製造物が他の動産又は不動産の一部を構成することとなった場合の当該製造物に係る部分は、製造物とみなす。
- 4 この法律において「欠陥」とは、製造物がその通常予期される使用に際し、消費者が正当に期待し得るべき安全性を欠いていること（当該製造物に関する説明、指示、警告その他の表示を欠くこと又はその表示が不適切であることにより消費者が正当に期待し得るべき安全性を欠くこととなる場合を含む。）をいう。
- 5 この法律において「製造者等」とは、次に掲げる者をいう。
 - 一 製造物の製造を行った者
 - 二 製造物の輸入を行った者
 - 三 製造物（その容器及び包装を含む。次条第1項第4号において同じ）に自己の氏名又は名称、商標その他の標示を付すことにより、自己を第1号若しくは前号に掲げる者として表示

し、又は自己がこれらの者と認められ得る表示をした者

- 6 この法律において「供給者」とは、製造物の販売、賃貸その他の供給を業として行った者（製造者等を除く。）をいう。

（無過失責任）

第3条 製造物の欠陥により他人に損害（他人の事業について生じた損害（その者が事業を行う個人である場合にあっては、その生命又は身体が害されることにより生じたものを除く。）を除く。以下同じ。）を生じたときは、当該製造物の製造者等は、その損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該製造者等が次の各号のいずれかに該当する事実を証明したときは、この限りでない。

- 一 当該製造物を自己の意思により流通に置いたのでないこと。
 - 二 前条第5項第1号に掲げる者にあっては、当該製造物の製造をしこれを流通に置くことを業として行ったのでないこと。
 - 三 前条第5項第2号に掲げる者にあっては、当該製造物の輸入をしこれを流通に置くことを業として行ったのでないこと。
 - 四 前条第5項第3号に掲げる者にあっては、当該製造物に同号の標示を付してこれを流通に置くことを業として行ったのでないこと。
 - 五 当該製造物が他の動産又は不動産の一部を構成する場合にあっては、当該製造物の欠陥が専ら当該他の動産若しくは不動産の構造又は当該他の動産の製造若しくは当該不動産の建設若しくは造成を行った者の指示に起因して生じたこと。
- 2 前項の製造物の欠陥は、当該製造物の製造者等がこれを流通に置いた時において存在していたものであることを要する。

（連帯責任）

第4条 この法律の規定により同一の損害につき賠償する責任を負う者が2以上ある場合には、各人は、連帯して賠償する責任を負う。

（欠陥の推定）

第5条 製造物を合理的に予期される方法で使用したにもかかわらず、その使用により損害が生じた場合において、当該損害がそのような使用によっては通常生ずべき性質のものでないときは、当該製造物に欠陥があったものと推定する。

- 2 損害が発生した時において存在していた製造物の欠陥は、当該損害の発生の当時において製造物を使用していた者がその使用に係る期間を通じ当該製造物を通常予期される方法で使用していたと認められる場合には、当該製造物の製造者等がこれを流通に置いた時から存在していたものと推定する。

（因果関係の推定）

第6条 製造物に欠陥が存在する場合（前条第1項の規定により欠陥があったものと推定された場合を除く。）において、当該製造物の使用に際し、当該欠陥により通常生じ得る損害と同一の損害が生じたときは、当該損害は当該欠陥によって生じたものと推定する。

（供給者に対する告知の請求及び供給者の責任）

第7条 製造物の欠陥により損害が生じたときは、被害者は、当該製造物の供給者に対し、当該製造物の製造者等又は当該供給者より前の供給者を特定するために必要な事項を告知するよう請求する

ことができる。

- 2 前項の請求があった日から3月以内に、当該請求をした者に対し、当該製造物の製造者等（当該製造物が輸入されたものである場合にあっては、輸入を行った者又は輸入された製造物について第2条第5項第3号の標示をした者。次項において同じ。）又は当該供給者より前の供給者の氏名又は名称及び住所等これらの者のうちいずれかを特定するに足りる告知がされなかったときは、当該請求を受けた供給者は、当該製造物の製造者等が負う責任と同一の責任を負う。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該製造物の製造者等について第3条第1項各号のいずれかに該当する事実の証明があったときは、前項の供給者は、同項に定める責任を負わない。
- 4 第2項の規定により損害を賠償した供給者は、第3条第1項の賠償責任を負う製造者等に対し、その賠償した額の全部につき求償することができる。

(賠償についてのしんしゃく)

第8条 損害の発生に関して被害者に重大な過失があったときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるについて、これをしんしゃくすることができる。

(責任期間)

第9条 製造者等又は供給者は、製造者等が製造物を流通に置いた日（供給者にあっては、その製造物の製造者等のうち当該製造物を最後に流通に置いたものがこれを流通に置いた日。以下この項において同じ。）から20年を経過したときは、当該製造物に係る第3条第1項又は第7条第2項の責任を負わない。ただし、製造者等が製造物を流通に置いた日から20年を経過する日までの間（次項において「責任期間」という。）に被害者から裁判上の請求がされたときは、この限りではない。

- 2 長期間にわたる人体への蓄積、作用又は潜伏の後に人の生命又は身体を害する性質の物を含むため、その欠陥による損害が責任期間を超えて生じ得るような製造物については、前項の規定は適用しない。

(消滅事項)

第10条 第3条第1項又は第7条第2項の規定による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が製造物の欠陥、損害及び賠償義務者を知った時から3年間行わないときは、時効によって消滅する。

(被害者に不利な特約の無効)

第11条 この法律の規定に反するあらかじめなされた特約で被害者に不利なものは、無効とする。

(民法の適用)

第12条 第3条第1項及び第7条第2項に定める責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治29年法律第89号）の規定による。

(適用除外)

第13条 この法律の規定は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第3条の規定の適用がある損害については、適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に製造物の欠陥により生ずる損害について適用する。

理由

製造物の欠陥による被害の適正な救済を図り、消費者の保護に資するため、製造物の欠陥によって生じた損害について製造者等が無過失の賠償責任を負うこととともに、被害者の訴訟における立証の負担を軽減するために必要な事項等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公明党・製造物の欠陥による損害の賠償に関する法律案（平成4年 公明党）

（目的）

第1条 この法律は、製造物の欠陥によって生じた損害について、製造者等の賠償責任を定めることにより、製造物の欠陥により被害を受けた者の適正かつ円滑な救済を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「製造物」とは、人が製造（栽培及び飼養を含む。以下同じ。）をした動産をいう。

2 この法律において「欠陥」とは、製造物が、消費者が当該製造物について合理的に期待する安全性を欠くこと（当該製造物に係る表示がないこと又は不適切であることによって、消費者が合理的に期待する安全性を欠くことを含む。）をいう。

（製造者の責任）

第3条 製造物を製造した者（以下「製造者」という。）は、自己が製造し、かつ、自己の所持を離れた製造物の欠陥により他人に損害（当該他人の事業について生じた損害（人の生命又は身体が害されたことによる損害を除く。）を除く。以下同じ。）を生じたときは、その損害を賠償する責めに任ずる。当該製造物が他の物の一部となった後において当該製造物の欠陥によって生じた損害についても、同様とする。

2 前項の規定は、製造者が次の各号の一に該当する事実を証明した場合には、適用しない。

- 一 業として当該製造物を製造したものでないこと。
- 二 当該製造物が、自己の意思に基づかないでその所持を離れたものであり、かつ、その所持を離れた時において当該製造者が当該製造物と同種の製造物を他の者に引き渡す場合における通常の形状となっていたこと。
- 三 当該製造物が当該製造者の所持を離れた時において、当該製造物に当該欠陥が存しなかったこと。

（輸入者の責任）

第4条 製造物を輸入した者（以下「輸入者」という。）は、自己が輸入し、かつ、輸入後自己の所持を離れた製造物の欠陥により他人に損害を生じたときは、その損害を賠償する責めに任ずる。当該製造物が他の物の一部となった後において当該製造物の欠陥によって生じた損害についても、同様とする。

2 前項の規定は、輸入者が次の各号の一に該当する事実を証明した場合には、適用しない。

- 一 業として当該製造物を輸入したものでないこと。
- 二 当該製造物が、自己の意思に基づかないでその所持を離れたものであり、かつ、その所持を離れた時において当該輸入者が当該製造物と同種の製造物を他の者に引き渡す場合にお

ける通常の形状となっていなかったこと。

- 三 当該製造物が当該輸入者の所持を離れた時において、当該製造物に当該欠陥が存しなかつたこと。

(製造者表示行為者の責任)

第5条 自己の商標その他の標章又は商号その他自己を示す名称を使用することによって自己が製造者又は輸入者であることを示し、又は示すものと認識されるおそれのある表示を製造物に付し、又は付することを承諾した者（以下「製造者表示行為者」という。）は、当該表示が付された製造物（当該製造物の製造者（輸入された製造物にあっては輸入者。以下同じ。）の所持を離れたものに限る。）の欠陥により他人に損害を生じたときは、その損害を賠償する責めに任ずる。当該製造物が他の物の一部となった後において当該製造物の欠陥によって生じた損害についても・同様とする。

- 2 前項の規定は、製造者表示行為者が次の各号の一に該当する事実を証明した場合には、適用しない。
- 一 製造者表示行為者が、業として当該製造物に当該表示を付し、又は付することを承諾したものでないこと。
 - 二 当該製造物が、製造者の意思に基づかないで当該製造者の所持を離れたものであり、かつ、その所持を離れた時において当該製造者が当該製造物と同種の製造物を他の者に引き渡す場合における通常の形状となっていなかったこと。
 - 三 当該製造物が製造者の所持を離れた時又は当該製造物に当該表示が付された時のいずれか遅い時において、当該製造物に当該欠陥が存しなかったこと。

(無表示製造物供給者の責任)

第6条 製造物に付された表示によって製造者又は製造者表示行為者のいずれをも特定できない製造物を譲渡し、又は貸し付けた者（以下「無表示製造物供給者」という。）は、当該製造物（当該無表示製造物供給者の所持を離れたものに限る。）の欠陥により他人に損害を生じたときは、その損害を賠償する責めに任ずる。当該製造物が他の物の一部となった後において当該製造物の欠陥によって生じた損害についても、同様とする。

- 2 前項の規定は、次の各号の一に該当する場合には、適用しない。
- 一 無表示製造物供給者が、被害者又はその法定代理人に対し、製造者、製造者表示行為者又は自己より前の無表示製造物供給者の氏名その他その者を特定するに足りる事項を通知した場合（被害者又はその法定代理人からの当該通知をすべき旨の請求を受けた日から1月を経過した後に通知した場合を除く。）
 - 二 無表示製造物供給者が、業として当該製造物を譲渡し、又は貸し付けたものでないことを証明した場合
 - 三 無表示製造物供給者が、当該製造物が自己の所持を離れた時において当該製造物に当該欠陥が存しなかったことを証明した場合

(連帯責任)

第7条 同一の損害につき、この法律に基づく損害賠償義務を負う者が複数あるときは、各人は、連帶してその義務を負うものとする。

(欠陥の推定)

第8条 合理的に予期される方法で製造物の使用（保管、運搬及び廃棄を含む。以下同じ。）がなされた場合に、原因のいかんを問わず当該製造物が人の生命、身体又は財産に損害を生じさせる切迫した危険のある状態になったときは、当該状態がそのような使用によっては生じてはならないものであるときに限り、当該製造物に欠陥があり、当該状態により生じた損害は、当該欠陥により生じたものと推定する。

(因果関係の推定)

第9条 欠陥のある製造物の使用がなされていた場合において、当該欠陥により通常生じうる損害と同種の態様の損害が発生したときは、当該損害は、当該欠陥により生じたものと推定する。

(過失相殺)

第10条 被害者に過失があったときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるにつき、これをしんしゃくすることができる。

(損害賠償義務の事前免除の効力)

第11条 損害の発生前（同一の製造物の欠陥により時を異にして損害が発生したときは、その最初の損害の発生前）においてこの法律に基づく損害賠償の請求権を有すべき者又はその法定代理人がした当該損害賠償の義務の全部又は一部を軽減し、又は免除する旨の意思表示は、無効とする。損害の発生以後（同一の製造物の欠陥により時を異にして損害が発生したときは、その最初の損害の発生以後）においてその者が当該損害の発生（同一の製造物の欠陥により時を異にして損害が発生したときは、その最初の損害の発生及び将来の損害の発生の可能性）を認識していないときも、同様とする。

(消滅時効)

第12条 この法律に基づく損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から3年以内に行使しないときは、時効により消滅する。損害発生の時から20年を経過したときも、同様とする。

(他の法令との関係)

第13条 この法律による損害賠償責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治29年法律第89号）の規定による。

2 この法律の規定は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第3条の規定が適用される損害については、適用しない。

附 則

この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

理 由

製造物の欠陥により被害を受けた消費者等の適正かつ円滑な救済を図るために、製造物を製造した者、輸入した者等は、自己が製造、輸入等をした製造物の欠陥により他人に損害が生じたときは、過失がない場合であっても、当該損害を賠償する責めに任することとともに、一定の場合には製造物に欠陥が存したことを推定する等、被害を受けた消費者等の訴訟における立証等の負担を軽減する措置等を講ずる必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

【注及び引用文献】

- (1) 小林秀之編「製造物責任体系 I (理論編)」弘文堂 1994年 856頁
- (2) 通商産業省産業政策局消費経済課編「製造物責任法の解説」通商産業調査会 1994年50~53頁
- (3) 平成4年6月参議院法務委員会に付託、同月会期切れにより廃案。平成4年11月参議院法務委員会に再付託、平成5年6月解散により廃案。
- (4) 平成4年5月衆議院法務委員会に付託、継続審議。平成5年6月解散により廃案。
- (5) 平成6年4月参議院に提出、平成6年6月審議未了により廃案。
- (6) 平成6年6月衆議院に提出、同月商工委員会で否決。